平成30年8月農業委員会総会議事録

平成30年8月24日午後3時00分、平成30年8月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに 招集する。

出席委員 21 名

1番	前田	優考	委員	2番	須藤	秀人	委員	3番	町田	功	委員
4番	山本	修平	委員	5番	三上	悦治	委員	6番	進藤	司	委員
7番	佐藤	剛郎	委員	8番	山内	知人	委員	9番	成田	繁則	委員
10番	石岡	千鶴子	委員	11 番	岩谷	裕子	委員	13 番	小嶋	勇成	委員
14番	木村	芳文	委員	15 番	伊藤	公正	委員	17番	佐藤	耕一	委員
18番	鳴海	忠三郎	委員	20 番	三上	幸雄	委員	21 番	奥元	勝義	委員
23番	櫻庭	浬	委員	24 番	白濱	不二男	委員	25 番	外﨑	眞司	委員

欠席委員 4名

12番 相馬 司幸 委員 16番 小林 政貴 委員 19番 木村 司 委員

26 番 棟方 健 委員

出席事務局 9名

事務局長	赤石	仁	事務局次長	三上	勇造
事務局次長補佐	小堀	正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤	祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋	貢	岩木分室総括主査	澤田	明人
相馬分室総括主査	藤田	徹	事務局総括主査	小林	明子

事務局主査 田澤 磨美

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第 61 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 62 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 63 号	農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 64 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 65 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 66 号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 67 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 68 号	農地の買受適格証明願の証明書の発行について
報告第 26 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 27 号	農地法第3条の許可取消について
報告第 28 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 29 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第30号	農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画に係る申出の取下げについて

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。

ただいまから平成30年8月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告(省略)】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前 市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりま すので、成田会長よろしくお願いいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 12 番 相馬 司幸委員、16 番 小林政貴委員、19 番 木村司委員、26 番 棟方健委員の4名であります.なお、13 番 小嶋勇成委員は、欠席の通告がありませんので、遅れて来るものと思います。

- ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を 開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。25番 外崎 眞司委員、2番 須藤 秀人委員、3番 町田 功委員の以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、担い手育成推進委員長より「地域農業者と農業委員会との 意見交換会」について、報告をお願いします。

担い手育成推進委員長

【 報告 (省略) 】

議長

ただいまの報告について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

無いようですので次に、次第の5、議事に入ります。

議案第 61 号を議題といたします。議案第 61 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第 61 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 8,356 ㎡、畑 10件 60,648 ㎡、合計 12 件 69,004 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1件 3,252 ㎡、畑 3 件 29,719 ㎡、合計 4 件 32,971 ㎡ であります。

内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いた します。以上であります。

議長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、

去る8月10日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたしま す。当日の調査委員は、白濱不二男 副委員長、佐藤耕一副委員長、鳴海忠三郎 調査委員長

委員、木村 司 委員それに私、町田であります。

3条許可申請に係る現地調査の結果、地元委員及び推進委員からの意見はありませんでした。調査会では、申請書を審査し、検討した結果、第3条第2項各号については、いずれも該当しないと認められました。

また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第61号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第61号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 62 号を議題といたします。議案第 62 号は「農地転用許可に係る 意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第62号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、 農地法第4条第1項及び同法第4条第2項の規定に基づき、許可申請書の提出の あった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を 求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、畑1件 20 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。

議長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号10番は、農地区分がいずれの農地区分にも該当しない小集団で生産性の低いその他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第1種農地の例外許可事由である「既存施設の1/2以内の拡張」であることから、代替地の検討を要せず転用可能となるものであります。

また、許可後すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画 面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考え られました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると 考えられました。以上報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第62号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第62号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第62号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 63 号を議題といたします。議案第 63 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第63号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び同法第5条第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係の、畑1件389㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号8番は、農地区分がその他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第1種農地の例外許可事由である「周辺居住者の施設等で、集落に接続されて設置されるもの」であることから、代替地の検討を要せず転用可能となるものであります。

また、許可後すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。 また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積で あると考えられました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると 考えられました。以上報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第63号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 63 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 64 号を議題といたします。議案第 64 号は「農用地利用集積計画 の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第 64 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 5,690 ㎡、畑 6 件 23,207 ㎡、合計 8 件 28,897 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 6 件 22,000 ㎡であります。

なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、 説明は省略いたします。以上であります。

議長

農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長

議案第64号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る8月8日、町田 功委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。

基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。

さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。23 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 57 番及び、58 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。24 ページをお開きください。使用収益関係、受付番号 83 番から、25 ページ受付番号 88 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。

以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議長

それでは、審議に入りますが、所有権関係の受付番号 55 番については、私に関係する案件で「議事参与の制限」の規定に該当しますので、議長を伊藤公正会長職代に交代し、一時退席いたします。

(成田繁則会長が退席し、伊藤公正会長職代が議長となる。)

議長

暫時、議長を務めさせていただきます。引き続き、審議の協力をお願いします。 それでは、22ページ所有権関係、受付番号 55番について御審議願います。御質問 等ございませんか。

佐藤剛郎委員

会長が議事参与の制限に該当するとは、どういうことですか。

事務局次長

受付番号 55 番の当事者が、会長の配偶者に当たる案件であることから、議事参 与の制限に該当するものです。

佐藤剛郎委員

わかりました。

他に、御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第 64 号のうち、受付番号 55 番については、委員長報告のとおり決定する ことに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 64 号のうち、受付番号 55 番については、委員長報告のとおり決定いたします。

成田会長の着席をお願いいたします。会長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(成田繁則会長が議長席に着く)

議長

それでは、議案第 64 号のうち、受付番号 55 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第64号のうち、受付番号55番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 64 号のうち、受付番号 55 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 65 号を議題といたします。議案第 65 号は「農用地利用集積計画 策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第65号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 3,192 ㎡、畑 5 件 11,994 ㎡、合計 6 件 15,186 ㎡であります。

今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買が 6 件整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議長

それでは、議案第65号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第65号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、議案第65号は、要請することに決定いたします。

次に、議案第 66 号を議題といたします。議案第 66 号は「農用地利用配分計画 案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第66号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。

提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田6件22,000 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長

今回提出されました6件につきましては、先の議案第64号で決定されました利用集積計画のうち24ページの使用収益権関係、受付番号83番以降の農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議長

それでは、議案第66号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 66 号については、計画案に異議がないものと決定 いたします。

次に、議案第 67 号を議題といたします。議案第 67 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第67号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。 提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定 に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので 審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、5 件 2,339.15 ㎡、 用途変更が 3 件 142,350 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会 が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。41 ページをお開きください。 弘前市農用地指定除外、整理番号1番及び2番については、第1種農地となり、原則不許可の農地区分ですが、「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設

調査委員長

置されるもの」と認められることから、不許可の例外として農地転用許可が可能な案件と考えられました。整理番号3番から5番は、農地区分が第3種農地となり、原則許可となる案件であると考えられました。43ページ、弘前市用途変更、整理番号1番及び3番については、「農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設用地」への用途変更であることから、農地転用が可能な案件であると考えられました。整理番号2番は、農地台帳に登載のない「原野」であるため農地法の適用を受けない土地であります。

以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議長

それでは、議案第67号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 67 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 68 号を議題といたします。議案第 68 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第68号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。 提案理由は、農地法第3条第1項の規定の適用を受ける農地について、農地買受 適格証明願の提出があったので、証明書の発行について、本会の審議を求めるも のであります。

本会議に提出されました件数と面積は、田1件2,257 ㎡であります。なお、願出人の詳細については、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたしますが、この願出は国税徴収法に基づく公売に参加するためのもので、本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3条許可申請があったときは、事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。以上です。

議長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で買受適格証明願の証明書の発行について審査したので、その結果について申し上げます。47 ページをお開きください。受付番号1番について申し上げます。

願出人は現在、願出地の隣で水稲を作付しており、経営面積拡大のため、願出地で水稲を作付したいと申し述べておりました。農作業経験もあり、技術力等、特に問題ないと判断しました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号についてはいずれも該当しないため、 証明書の発行は適当であると考えられました。以上です。

議長

現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第68号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(な し)

議長

異議ないものと認め、議案第 68 号は証明することとし、当該願出人が買受人となり、農地の所有権移転の許可申請書の提出があったときは、これを許可するものと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、 事務局に報告を求めます。

事務局次長

報告第26号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田9件113,864.55 ㎡、畑11件158,286.87 ㎡、合計20件272,151.42 ㎡ であります。

なお、届出理由につきましては 51 ページ受付番号 40 番から 54 ページ受付番号 59 番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。

議長

報告第26号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第 27 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

報告第27号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、畑1件472㎡であります。なお、取消理由につきましては、57ページの取消理由欄に記載のとおり、譲受人の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議長

報告第27号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第 28 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、 事務局に報告を求めます。

事務局次長

報告第 28 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、畑2件1,015 ㎡、5条関係が、畑2件408㎡であります。なお、届出理由につきましては、61ページ及び62ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第28号について、御質問等ございませんか。

(な し)

次に、報告第 29 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に 報告を求めます。

事務局次長

報告第 29 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。 農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受 理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 33,160 ㎡、畑 584 ㎡、合計 4 件 33,744 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、65 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第29号について、御質問等ございませんか。

三上幸雄委員

解約になったものは、委員に利用調整の依頼がくるのか。

事務局職員

あっせんの申出があればお願いすることもありますが、今のところすぐに依頼するというものではありません。

三上幸雄委員

わかりました。

議長

他に、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第30号「農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画に係る申出の 取下げについて」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

報告第30号は「農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画に係る申出の取下げについて」であります。今会議で報告されました内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間事業法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について、6月総会において審議し、計画決定及び意見決定されたものですが、後に当事者から取下げ書が提出されたものであります。なお、取下げ理由につきましては、68ページの取下理由欄に記載のとおりであり、先ほど議案第61号及び第64号において所有権移転の許可及び計画の決定がされたものであります。以上であります。

議長

報告第30号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 45 分]